



障害者相談支援事業所の紹介

◎障がい者の地域生活をサポートします

障害者相談支援事業所では、日常生活の困りごとや自立、社会参加について、障がいをお持ちの人やご家族から様々な相談を受け、情報提供や助言を行っています。電話、FAXのほか、行って相談したり、必要に応じて訪問してもらうこともできますので、ご利用ください。利用料は無料です。

◎障害者相談支援事業所

名称	所在地・連絡先	相談対応
生活支援センター 「びあ南風」	宇部市鶴の島町 5-21 ☎ 31-5151 FAX 31-5160	【毎日】8:30～17:00
生活支援センター 「ふなき」	宇部市大字船木 833-22-2 ☎ 67-2464 FAX 67-2467	【毎日】8:30～17:30
総合相談支援センター 「ぶりずむ」	宇部市中村三丁目 12-52 ☎ 36-7571 FAX 32-4372	【月～金曜日】8:30～18:00 【土曜日】8:30～16:00 【日・祝日】10:00～18:00
障がい者相談支援室 「のぞみ」	山陽小野田市高栄三丁目 6-15 ☎ / FAX 83-0001	【月～金曜日】8:30～17:15

※各事業所にご連絡ください。

〈問い合わせ先〉 高齢障害課 (☎ 82・1170)



都市計画の案の縦覧

◎決定する都市計画の名称

- ① 山陽小野田都市計画特定用途制限地域 (仮称)

◎変更する都市計画の名称

- ② 小野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
③ 山陽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
④ 小野田都市計画防火の施設

◎縦覧期間

1月20日(金)～2月3日(金)
8:30～17:15 (土・日曜日を除く)

◎ところ

都市計画課、山陽総合事務所地域活性化室

※②・③については、山口県土木建築部都市計画課でも縦覧しています。

◎意見書の提出

これらの案について、縦覧期間中に意見書を提出することができます。任意の用紙に、意見、住所、氏名を記入し、②・③についての意見書は県知事、①・④についての意見書は山陽小野田市長宛として、持参または郵送でそれぞれに提出してください。

◎提出期限 2月3日(金) (必着)

◎提出先

②・③について
〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県土木建築部 都市計画課
①・④について
〒756-8601
山陽小野田市役所 都市計画課

〈問い合わせ・提出先〉 都市計画課 (☎ 82・1163)

山口県土木建築部都市計画課 (☎ 083・933・3733)